

○ 愛知県都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規則施行規程

平成 29 年 2 月 28 日
(平成 29 年 規程第 5 号)

改正 平成 29 年 6 月 29 日規程第 9 号
平成 30 年 6 月 28 日規程第 3 号
令和 元年 6 月 28 日規程第 2 号
令和 3 年 6 月 30 日規程第 8 号
令和 4 年 6 月 30 日規程第 4 号
令和 5 年 6 月 28 日規程第 4 号
令和 7 年 2 月 20 日規程第 4 号

(目的)

第1条 この規程は、愛知県都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規則（平成 27 年愛知県都市職員共済組合規則第 8 号。以下「規則」という。）に基づき、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の安全かつ適正な取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

（特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者）

第2条 規則第 3 条に規定する特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 特定個人情報保護総括責任者 事務局長
- (2) 特定個人情報保護責任者 総務課長、経理課長、医療福祉課長、年金課長
- (3) 特定個人情報保護監査責任者 事務局次長又は総務課長

（令元規程 2、令 3 規程 8・一部改正）

（特定個人情報保護総括責任者の責務）

第3条 特定個人情報保護総括責任者は、組合における特定個人情報等の保護に関する総合的な管理業務を担う。

- 2 特定個人情報保護総括責任者は、特定個人情報保護責任者を指揮監督する。
- 3 特定個人情報保護総括責任者は、特定個人情報等の管理状況等を常に把握し、必要に応じ理事長に報告する。
- 4 特定個人情報保護総括責任者は、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報等を取り扱う職員等（以下「事務取扱担当者」という。）に対し、特定個人情報等の適切な管理のため必要な研修・訓練を行う。

（特定個人情報保護責任者の責務）

第4条 特定個人情報保護責任者は、その所管する部署の特定個人情報等の保護に関する管理業務を担う。

- 2 特定個人情報保護責任者は、その所管する課の事務取扱担当者を指揮監督する。
- 3 特定個人情報保護責任者は、所管する課の事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を明確化する。
- 4 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全確保に係る事態の発生又はその兆候を把握した場合、特定個人情報保護総括責任者に報告する。

(平30規程3、令4規程4・一部改正)

(特定個人情報保護監査責任者の責務)

第5条 特定個人情報保護監査責任者は、組合における特定個人情報等の管理の状況について、定期に又は隨時に点検又は監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を特定個人情報保護総括責任者に報告する。

(特定個人情報等の利用目的の特定)

第6条 規則第6条第1項に規定する利用目的（規則第11条第2号に規定する全ての保有特定個人情報の利用目的を含む。）は、別紙1のとおりとする。

(平30規程3・追加、令4規程4・一部改正)

(特定個人情報等の取扱い)

第7条 特定個人情報等の保管、移送、廃棄等を行う場合は、記録を作成することとし、常にその所在を明らかにしておくものとする。

- 2 特定個人情報等を保管する場合は、鍵の掛かる保管庫に保管するものとする。
- 3 特定個人情報等を保管する事務室等は、入退室管理を行うものとする。

(平30規程3・旧第6条繰下・一部改正)

(教育・訓練の実施方法)

第8条 規則第15条の規定による教育・訓練の実施は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 特定個人情報保護総括責任者は、教育・訓練の計画をあらかじめ策定し、これに沿ったものとすること。
- (2) 教育・訓練の内容は、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な情報セキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他の情報セキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むものとすること。
- (3) 特定個人情報保護総括責任者は、全ての特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事するものに対して、おおむね1年ごとに教育・訓練を受けさせるものとすること。

愛知県都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規則施行規程

(令 4 規程 4・一部改正)

(委託の取扱い)

第9条 規則第16条第1項及び規則第17条第2項の規定により委託契約書等に明記する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 秘密保持義務
- (2) 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
- (3) 目的外利用の禁止
- (4) 複写・複製の禁止
- (5) 第三者提供の禁止
- (6) 再委託における条件
- (7) 漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任
- (8) 特定個人情報等の授受の方法及び保管方法
- (9) 特定個人情報等の管理責任者
- (10) 作業場所
- (11) 特定個人情報等の管理状況に関する報告の義務
- (12) 事故等の発生時における報告の義務
- (13) 委託処理終了後の特定個人情報等の返還、消去又は廃棄
- (14) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項

(令 4 規程 4・一部改正)

(事態発生時の対応)

第10条 規則第18条第4項の規定により特定個人情報保護総括責任者が理事長に報告する場合は、別に定める事態報告書により行うものとする。

2 規則第18条第5項の規定により全国市町村職員共済組合連合会に報告する場合は、別に定める事態報告書により行うものとする。

(平 29 規程 9、平 30 規程 3、令元規程 2、令 4 規程 4・一部改正)

(個人情報保護委員会に報告すべき事態)

第10条の2 規則第18条の2第1項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規程で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次に掲げる特定個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報
 - ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

(2) 次に掲げる事態

イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

(3) 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

(4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。次号において「番号法」という。）第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ハ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

（令4規程4・追加）

（個人情報保護委員会への報告）

第10条の3 理事長は、規則第18条の2第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

(1) 概要

(2) 特定個人情報の項目

(3) 特定個人情報に係る本人の数

(4) 原因

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(6) 本人への対応の実施状況

(7) 公表の実施状況

(8) 再発防止のための措置

(9) その他参考となる事項

- 2 前項の場合において、理事長は、当該事態を知った日から 30 日以内（当該事態が前条第 2 号に定めるものである場合にあっては、60 日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 3 規則第 18 条の 2 第 1 項本文の規定による報告は、個人情報保護委員会に対して、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別に定める様式による報告書を提出する方法）により行うものとする。

（令 4 規程 4・追加）

（本人に対する通知）

第 10 条の 4 理事長は、規則第 18 条の 2 第 2 項本文の規定による通知をする場合には、第 10 条の 2 各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項を通知しなければならない。

（令 4 規程 4・追加）

（保有特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項）

第 10 条の 5 規則第 11 条第 5 号の規程で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第 12 条の規定により個人番号及び保有特定個人情報の安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該個人番号及び保有特定個人情報の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- (2) 保有特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

（令 4 規程 4・追加）

（本人が請求することができる開示の方法）

第 10 条の 6 規則第 24 条第 1 項の規程で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他組合の定める方法とする。

（令 4 規程 4・追加）

（開示等の請求等方法）

第 11 条 規則第 28 条第 1 項の規程で定める請求（申出）書は次の各号のとおりとする。

- (1) 開示等の請求等を行う者は、理事長に対して、別に定める保有特定個人情報開示等請求（申出）書を提出するものとする。
- (2) 開示等の請求等を行う者が代理人である場合の委任状の様式は、別に定める。

（平 29 規程 9、平 30 規程 3、令元規程 2、令 4 規程 4、令 5 規程 4・一部改正）

(本人等の確認)

第12条 規則第28条第2項に規定する本人又は同条第4項に規定する代理人であることの確認は、次のとおり行うものとする。

(1) 本人が申請する場合

イ 次に掲げる書類のうちいずれか1点（開示等の請求等をする日において効力を有する書類に限る。）

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真が表示されたものに限る。）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等

ロ イが困難であると認められる場合は、次に掲げる書類のうちいずれか2点以上（開示等の請求等をする日において効力を有する書類に限る。）

年金手帳（基礎年金番号通知書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、資格確認書等

ハ 写しの送付による請求等の場合、イ又はロに掲げる書類の写しのほか、開示等の請求等を行う者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

ニ 婚姻等により、開示等の請求等を行った時の氏名が請求等の内容の氏名と異なる場合、旧姓等が確認できる書類

ホ イからニまでに定める書類を保持していない等やむを得ない場合、理事長が認めた書類

(2) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人が申請する場合

イ 代理人本人であることの確認 第1号に掲げる書類

ロ 規則第2条第4号に規定する本人が未成年者又は成年被後見人であること及び開示等の請求等を行う者が当該本人の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認 次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示

① 戸籍謄本又は戸籍抄本

② 住民票の写し

③ 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）による。）

④ 家庭裁判所の証明書

⑤ その他法定代理関係を確認し得る書類

(3) 開示等の請求等をすることにつき本人から委任を受けた代理人が申請する場合

- イ 代理人本人であることの確認 第1号に掲げる書類
ロ 開示等の請求等を行う者が規則第2条第4号に規定する本人が委任した代理人であることの確認 次条第2号による本人の署名及び押印が付された委任状（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）及び当該委任状に押印された印の印鑑登録証明書（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

（平30規程3、令4規程4、令5規程4、令7規程4・一部改正）

（開示等の請求等に対する決定等通知）

第13条 規則第29条第1項の規程で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 規則第23条第1項の規定による本人からの求めに対し利用目的を通知する場合は、別に定める保有特定個人情報の利用目的通知書により行うものとする。
 - (2) 規則第24条第1項、規則第25条第1項又は規則第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下「開示等請求」という。）に対し、全部について開示等の決定を行う場合は、別に定める保有特定個人情報開示等決定通知書により行うものとする。
 - (3) 開示等請求に対し、一部について開示等の決定を行う場合は、別に定める保有特定個人情報部分開示等決定通知書により行うものとする。
 - (4) 開示等請求に対し、全部について開示等しない決定を行う場合は、別に定める保有特定個人情報非開示等決定通知書により行うものとする。
 - (5) 規則第24条第1項の規定による請求に対し、当該請求等に該当する個人情報が存在しない場合は、別に定める保有特定個人情報不存在決定通知書により行うものとする。
- 2 規則第29条第2項の規程で定める方法は、別に定める保有特定個人情報開示等延期通知書により行うものとする。

（平29規程9、平30規程3、令元規程2、令4規程4、令5規程4・一部改正）

（問合せ窓口）

第14条 規則第28条の規定による開示等の申出及び規則第33条の規定による苦情の申出に係る問合せ窓口は、次のとおりとする。

問合せ先		
区分	申出等の窓口	
	担当部署	電話番号
短期給付に関すること	医療福祉課	052-951-0471
年金に関すること	年金課	052-228-0493
保健事業に関すること	医療福祉課	052-951-0472

愛知県都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規則施行規程

貯金・貸付事業に関すること	経理課	052-951-5217
上記以外に関すること	総務課	052-951-5233

(平30規程3・追加、令3規程8・一部改正)

(手数料)

第15条 規則第30条第2項の規程で定める手数料の額は次のとおりとする。

- (1) 写しの作成に要する費用 実費額
(2) 送付に要する費用 実費額

(平30規程3・旧第19条繰上、令4規程4・一部改正)

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、組合における特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成27年10月5日から適用する。

附 則 (平成29年6月29日規程第9号)

この規程は、公告の日から施行し、平成27年10月5日から適用する。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成29年5月30日から適用する。
ただし、改正後の別紙1の規程は平成28年10月18日から適用する。

附 則 (令和元年6月28日規程第2号)

この規程は、公告の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年6月30日規程第8号)

この規程は、公告の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年6月30日規程第4号)

この規程は、公告の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年6月28日規程第4号)

この規程は、公告の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年2月20日規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公告の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の第12条第1号ロの規定の適用については、この規程の適用の際現に交付されている次の各号に掲げる書類（氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める期間は、同条第1号ロに掲げる書類とみなす。
 - (1) 国民健康保険の被保険者証 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。第4号において「改正法」という。）附則第16条に規定する期間
 - (2) 健康保険の被保険者証 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施

行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第119号。次号において「整備省令」という。）附則第2条に規定する期間

- (3) 船員保険の被保険者証 整備省令附則第6条に規定する期間
- (4) 後期高齢者医療の被保険者証 改正法附則第18条に規定する期間
- (5) 国家公務員共済組合の組合員証 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和6年財務省令第64号）附則第2条に規定する期間
- (6) 地方公務員共済組合の組合員証 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和6年内閣府、総務省、文部科学省令第5号）附則第2条に規定する期間
- (7) 私立学校教職員共済制度の加入者証 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第32号）附則第2条に規定する期間